

独・仏・米の裁判官(司法官)の人事評価基準について

	ドイツ (ラインラント・プファルツ州)	フランス	アメリカ (ニュー・ジャージー州)
評価項目の 具体化の程度	抽象的項目3項目 ※ 評価の視点の記載あり	具体的項目3類型28項目 ※ 内容につき説明のある項目もあり	具体的項目3類型34項目
執務能力 の取り上げ方	「勤務上の適性及び成績」の項目あり 評価の視点として、「積極性及び自立性, 実行力及び造形力, 組織力, 企画力, 「勤勉さ, 信頼性, 入念さ及び正確さ, 期限を守ること, 「専門外への関心, 専門的知識, 業績, 「同僚及び第三者への態度, 人の指導及び勤務監督の能力」	・法律上及び技術上の職業能力として, 「法律の知識の正確性と多様性, 「法律の知識を活用する能力, 「統合力, 「文章表現能力, (職務又は権限に応じて)「法廷における弁論の指揮能力又は口頭での指示能力, 「会議の指揮能力, 「一件記録の作成・指導力, 「業務が行われる分野の社会経済情勢についての認識」 ・整理能力及び主宰能力として, 「業務の遂行における整理能力, (職務又は権限に応じて)「個々の訴訟を指揮し, 部・裁判所を主宰する能力, 「権限を行使する能力」等 ・職業上の義務として, 「仕事の能率と効率」等の項目あり	・法的能力として, 「関連する実体法の知識, 「手続に関する規則の知識, 「証拠に関する規則の知識, 「関連問題の識別と分析, 「法や規則の適用における判断, 「決定の説明の適切さ, 「事実認定の適切さ, 「裁判官の判断の明確性, 「裁判官の判断の完成度」等 ・裁判のマネジメント能力として, 「争点整理, 「適切迅速な方法での訴訟進行, 「裁判手続の適切な管理の維持, 「時間の厳格さ, 「事件に関する必要な準備, 「判断の迅速な言渡し, 「事件に関する弁論のための適切な時間の許容, 「裁判手続において発生した問題の解決における工夫と常識性, 「関係者の手続の理解の確保」等の項目あり(和解に向けての活動に関する項目を含む)
人物評価・性格評価 の取り上げ方	「性格的及び精神的な特徴」の記載欄あり 評価の視点として, 「義務感, 責任感, 決断力, 自己評価, 理解力, 思考力, 判断力」	一般的な職業能力として, 「精神力及び自制心, 「責任感, 「進取の精神, 「新しい状況に対する順応力」等の項目あり	態度として, 「気配り, 「礼儀正しさ, 「傲慢でないこと」等の項目あり
業績評価の 取扱い	採用せず	採用せず	採用せず
被評価者の 類型に応じた 評価項目の設定	なし	なし	なし
総合評価 の取り上げ方	あり 勤務上の適性及び成績の項目につき6段階評価。被評価者をどのような職務につけるのが適切かについて提案が付される。	あり 一般的評価について, 段階的評価なし。特に教育の必要性和司法官が資格を有している職務について記載される。	なし